ラテンアメリカ先住民の同時代性

人間科学部　人間科学科　近藤　宏

中南米に位置するパナマとコロンビア。これらは日本から地理的にも遠く、社会・文化的にもなじみの少ない国ですが、それらの国々においても周辺部とされる地域にある先住民エンベラの人びとの暮らしの場を調査地とした人類学的な研究を進めています。パナマでの研究は博士課程から、コロンビアでの研究は数年前に始めました。パナマでは先住民特別区として制定された地域の集落が、コロンビアでは内戦の影響によって避難してきた人びとも暮らす地方都市が調査地です。それぞれの場所における生は、現代世界のいくつかの問題と結びついていますが、ここでは多文化主義をめぐる社会状況を考えたいと思います。

同時代性の人類学

西洋で生まれた人類学は、西洋の外に位置する社会や文化の探求としてはじまりました。西洋の外にある社会・文化の多様な現実は驚きとともに受け取られ、自分たちの社会・文化に対する批判的考察の手掛かりを与えてきました。一方で、時代を下ると西洋の外の現実は「異文化」という枠組によって受け止められるようになります。こうした枠組が月並みな考え方となると、異質な生や現実は文化的他者に帰属するものと位置づけられ、西洋的常識を揺るがし、人間の可能性を豊かにするために想像力を導き、批判的考察を喚起する力を少しずつ失っていきます。

一方で、人類学は探究の現場を科学的実験室をはじめ、病院や軍隊、インフラ施設など西洋世界の現代的な施設や社会環境へと広げています。とりわけ、社会の周縁や変化の先端は常識には収まらない生、人間、社会のありようが探られる場所と位置づけられてゆくようになりました。こうした方法論を練り上げていった人類学者の一人がポール・ラビノウで、彼は新たな人類学的探求の対象のひとつを「現代的なもの／同時代性 the contemporary」(Rabinow 2007; 2011) と呼びました。PCR技術やバイオテロなど、新たな技術や脅威に直面する状況において現れ出つつあるものを記述し、生、人間、社会がいかに変容しているのか、変容していないのかなどを問うのがその方法です。またラビノウは、変わりゆく現在に対する批判の余地を確保することが重要だと考え、その方法として異なる時代状況を問われている現在と同時代性を備えたものとして参照することをあげています。

この考え方を延長しながら中南米低地先住民社会の現在を考えることが私の研究です。彼らの生、彼らが生きる現実を彼らに帰属する「文化」として考え、立場性に現実、状況、人びとを閉じ込め、無関心に至らせてしまうかもしれない文化的他者性に至るよりも、彼らの生きる現在をわたしたちの現在と同時代性を備えたものと受け止める筋道を描くことが、その狙いです。

土地と多文化主義

パナマには、エンベラを含めて6つの先住民族が暮らしています。パナマを含めラテンアメリカ諸国は、憲法などで先住民の諸権利を認めている多文化主義国です。パナマ国民にとって文化的他者である先住民との共生は、空間的なすみ分けというかたちをとっています。パナマには、先住民の居住地域を行政上特別な地区として指定する特別区（コマルカ）という制度があります。特別区に制定された地域では、先住民が組織する評議会に対して公的な意思決定機関としての権限が認められています。つまり、国土の内部に引かれる行政区分上の境界線と文化的境界線を重ねることが、多文化主義を社会に実現するひとつの方法となっています。

その境界線は、エンベラの人びとにとってなじみのない新たなものでした。

この新たな要素を引き受けるエンベラの人びとのあいだでは、変容している社会的脈絡がいくつか見られます。そのひとつが「異民族」との関係性で、多文化社会のあり方を批判的に考える手掛かりを与えてくれます。特別区の境界地帯では、エンベラにとって「異民族」である入植者による違法な土地利用がなされています。評議会は注意勧告を繰り返してきましたが、入植者たちは彼らにとっての「異民族」である先住民が担う行政権力を公的なものとは見なさず、評議会を無視します。そこで評議会は２０１１年に、法的手段に則り、強制退去処分を決定しました。しかしいざその処分を執行しようとすると、入植者たちの暮らす地域の地方行政官、警察、関連省庁などの行政機構との調整のなかで、その処分は中止に追い込まれました。先住民の行政権限がプラグマティックに行使不可能にされ、その一方で入植者の違法な土地利用は継続可能になっています。つまり文化的他者として「国民」からは区別される「先住民」は法的に認められているはずの行政的権限を行使できず、一方でパナマの典型的「国民」イメージに重なる入植者たちは法的なグレーゾーンにおいて相対的に優遇されています。法や行政的権限が文化的差異の境界に従うかたちで不平等に配分され、「国民」とその文化的他者との社会的不平等が再生産されているのです。

避難と多文化主義

コロンビアで訪れているのはある地方都市で、先住民の領土と見なされる空間ではありません。その地方都市に暮らすエンベラの人びとのなかには、国内紛争のために避難民として逃れてきている人たちがいます。地方都市に暮らす彼らの経験は、パナマのエンベラの人びととは大きく異なります。それにもかかわらず、社会の多文化状況をめぐってどこか似たような問いを見つけることができます。

先住民の領土を定める点で部分的にパナマの特別区に似た制度がコロンビアにもあります。レスグアルドと呼ばれる行政区分で、１９９１年の多文化主義憲法で認められた先住民の領土に対する権利を実現する制度です。同憲法には、先住民以外のマイノリティであるアフリカ系の人びとにも同様の権利を認めています。行政区分上の境界線と文化的境界線を重ねることは、コロンビアでも、多文化主義を社会に実現するひとつの方法となっています。

都市に避難する先住民はそうした多文化主義的条件を撹乱してしまいます。そのためなのでしょうか、都市に避難している先住民について「文化的絶滅の途上にある」と述べる人が多数います。驚くべきことですが、これは法的な判断における状況診断の引用なのです。憲法裁判所の２００９年４号決定、強制移住という紛争被害が先住民に及ぼす悪影響が違憲状態にあることを認めるその決定では、都市部にいる先住民は異質な文化的環境での暮らしを余儀なくされているために居場所を失った状態あるとされています。そして、エンベラの人びとはその地方都市の公共空間で場違いな人びとであるかのように扱われる経験を積み重ねています。窓口対応は後回しにされ、訴えや相談は簡単には聞き入られず、補償をなかなか受けられずにいます。なかには病院での対応が後回しにされ家族を失った人もいました。自らの声が受け止められないという経験から、本来受けられる補償の申請を断念する人もいました。法的文書に書き込まれた見立てが社会へと広がり、「国民」とその文化的他者との新たな不平等がかたちづくられているようです。

この地方都市で、国内避難先住民は自らの存在を可視化するために、先住民被害者団体を組織しました。自分たちに下される「文化的絶滅の途上にある」という診断を斥け、法的に認められている補償対応を求めています。彼らは行政機構のコミュニケーションも問題化しています。多文化主義を名乗る社会に対して、自分たちへの対応、分け前を求めるそのふるまいは社会批判として受け止めることができます。そしてその批判は、例えば入管行政のような、他者の声が真剣に受け止められなくなるコンテクストを備えた社会に生きるわたしたちにとっても、同時代性を備えてはいないでしょうか。

参照文献

Rabinow, Paul 2007 *Marking Time*. The Princeton University Press.
2011 *The Accompaniment: Assembling the contemporary*. The University of Chicago Press.